

# R 1 旧徳島東工業高等学校 50周年記念館 外構工事

図面番号	図面名
A-01	特記仕様書(1)
A-02	特記仕様書(2)
A-03	特記仕様書(3)、付近見取り図
A-04	既存外構撤去図
A-05	外構新設図
A-06	縦断図、横断図

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称 R 1旧徳島東工業高等学校50周年記念館 外構工事
2. 工事場所 徳島市大和町
3. 敷地面積
4. 工事種目 外構工事
5. 工事区分
6. 工 期 契約書による

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
-----	---------

1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「標仕」という。)</p> <p>②敷地調査共通仕様書(平成27年版)</p> <p>③建築工事標準詳細図(平成28年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)</p> <p>⑤公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)</p> <p>⑥木造建築工事標準仕様書(平成28年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築工事標準仕様書 平成28年版 等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</li> <li>・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設管理者と、協議の上行うこと。</li> <li>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</li> <li>・本工事の着手前に、給排水、地下埋設物の調査を行う。</li> <li>・コンクリート部分の取壊し工事は 8 時から 17 時までとする。</li> <li>・工事のため占用する道路部分の許可等の関係官公署への届出手続等は本工事に含まれる。</li> </ul> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・義務付けられていない)。</li> <li>・警備員は、延20人(昼20人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。</li> <li>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</li> <li>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る2次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</li> <li>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</li> </ul>
----------	--

項 目	特 記 事 項
2. 工事関係図書	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から即す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から即す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること、工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「5. 材料・製品等-◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</li> </ul>
4. 工事現場管理	

項 目	特 記 事 項																								
	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地 処分地</th> <th>運搬距離 km</th> <th>処分費 (円) 税抜き</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ｺﾝｸﾘｰﾄ (無筋) 砂</td> <td>(有)吉野川ポンプ (中間処分)</td> <td>徳島市応神町東真方字北野7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1</td> <td>9.4</td> <td>800 8,000円/10t車</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>ｺﾝｸﾘｰﾄ (有筋)</td> <td>(有)吉野川ポンプ (中間処分)</td> <td>徳島市応神町東真方字北野7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1</td> <td>9.4</td> <td>1,000 10,000円/10t車</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>ﾌﾞﾗｯｸﾙﾄ</td> <td>(株)エース (旧NIPPO) (中間処分)</td> <td>徳島市論田町新開66-100 徳島市論田町新開66-100</td> <td>4.7</td> <td>1,400</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場でも差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の揭示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p>		処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (円) 税抜き	単位	ｺﾝｸﾘｰﾄ (無筋) 砂	(有)吉野川ポンプ (中間処分)	徳島市応神町東真方字北野7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	9.4	800 8,000円/10t車	t	ｺﾝｸﾘｰﾄ (有筋)	(有)吉野川ポンプ (中間処分)	徳島市応神町東真方字北野7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	9.4	1,000 10,000円/10t車	t	ﾌﾞﾗｯｸﾙﾄ	(株)エース (旧NIPPO) (中間処分)	徳島市論田町新開66-100 徳島市論田町新開66-100	4.7	1,400	t
	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (円) 税抜き	単位																				
ｺﾝｸﾘｰﾄ (無筋) 砂	(有)吉野川ポンプ (中間処分)	徳島市応神町東真方字北野7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	9.4	800 8,000円/10t車	t																				
ｺﾝｸﾘｰﾄ (有筋)	(有)吉野川ポンプ (中間処分)	徳島市応神町東真方字北野7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	9.4	1,000 10,000円/10t車	t																				
ﾌﾞﾗｯｸﾙﾄ	(株)エース (旧NIPPO) (中間処分)	徳島市論田町新開66-100 徳島市論田町新開66-100	4.7	1,400	t																				
5. 材料・製品等																									

	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R 1旧徳島東工業高等学校50周年記念館 外構工事	●図面番号 A-01	
		●図面名 特記仕様書(1)	●縮尺 NON	

項 目	特 記 事 項								
	<p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材  ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用  受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>7. 工事検査及び技術検査</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>8. 完成図等</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類  ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・原図版)  ・工事写真(写真帳1部(着手前・工事中・竣工)、電子データ2部)  ・使用材料一覧表(1部、電子データ2部)  ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。  竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFG形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。  しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>9. 瑕疵補修</p> <p>◎徳島県公共工事標準請負契約款第4条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(1年・2年)とする。  ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ
区 分	サイ ズ								
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ								
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ								
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ								

2章 仮設工事	
項 目	特 記 事 項
1. 敷地の状況確認	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM( )を±0とし、NGLはBM±( )mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
3. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。  ◎既存水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。
3章 土工事	
項 目	特 記 事 項
1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。  ◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。  ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。  ◎建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。 ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。 (1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土(切込砕石、砂、真砂土等)である場合  ◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。
4. 建設発生土の処理	◎六価クロム溶出試験を(行う・行わない)。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。
	◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。
	◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。  ・最終処分場の指定 会 社 名：有限会社 漆原産業 所 在 地：鳴門市大麻町坂東字中谷 処分単価：1m <sup>3</sup> 当たり2,300円(税抜き) 運搬距離：19kmを見込んでいる。

5章 鉄筋工事													
項 目	特 記 事 項												
1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A</td> <td>D10</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)										
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10										
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—										
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。												
3. 加工及び組立て	◎鉄筋の継手は(重ね継手)・ガス圧接継手・特殊継手)とする。  ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。  ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。												
4. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込み前先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。												

7章 排水工事																	
項 目	特 記 事 項																
1. 排水管	◎排水管材料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>管の種類</th> <th>呼び径</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>VP</td> <td>150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材種	管の種類	呼び径	備考	硬質塩化ビニル管	VP	150									
材種	管の種類	呼び径	備考														
硬質塩化ビニル管	VP	150															
2. 側溝、排水樹等	◎側溝の形状：図示  ◎排水マスの種類：図示  ◎グレーチング <table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>用途</th> <th>適用荷重</th> <th>メカニカル</th> <th>蓋締めつき付着量</th> <th>上面形状</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スチール</td> <td>道路側溝用</td> <td>T-14</td> <td></td> <td></td> <td>細目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・製造所：評価名簿による	材質	用途	適用荷重	メカニカル	蓋締めつき付着量	上面形状	備考	スチール	道路側溝用	T-14			細目			
材質	用途	適用荷重	メカニカル	蓋締めつき付着量	上面形状	備考											
スチール	道路側溝用	T-14			細目												
3. 街きよ、緑石、側溝	◎地業材料：再生粒度調整砕石 粒度範囲：RM-30  ◎砂利地業の厚さは、(100)mmとする。  ◎コンクリート設計基準度等：21 N/mm <sup>2</sup> 、スランプ= 12 cm  ◎街きよ、緑石及び側溝 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状	寸法	備考												
名称	形状	寸法	備考														
4. その他	◎地業材料：再生粒度調整砕石 粒度範囲：RM-30  ◎コンクリート設計基準度等：21 N/mm <sup>2</sup> 、スランプ= 12 cm  ◎埋め戻し材料：(A・B・C・D)種とする。  ◎排水工事の仕様は、図示以外は、建築工事標準詳細図による。																

8章 舗装工事	
項 目	特 記 事 項
1. 路床	◎盛土材料( B種 )  ◎凍上抑制層材料( )、凍上抑制層厚さ( )  ◎透水性舗装フィルター材料( )、透水性舗装フィルター厚さ( )  ◎路床安定処理材は( )とし、厚さ( )  ◎六価クロム溶出試験を(行う・行わない)。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12.3.31建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。
2. 路盤	◎ジオテキスタイルを(使用する・使用しない)。  ◎路床土の支持力比(CBR)試験は(行う[乱した土、乱さない土]・行わない)  ◎路床締固め試験は(行う・行わない) 目標CBRは( )以上とする。  ◎砂の粒度試験は(行う・行わない)  ◎現場CBR試験を(行う・行わない)  ◎路盤材料( 再生粒度調整砕石：RM-30 )、車道部の厚さは(100)mm  ◎締固め試験は(行う・行わない)。  ◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R1旧徳島東工業高等学校50周年記念館 外構工事	●図面番号 A-02	
		●図面名 特記仕様書(2)	●縮尺 NON	

項 目	特 記 事 項
-----	---------

3. アスファルト舗装

舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)
アスファルト	外 構	50

◎再生加熱アスファルト混合物を(使用する)・(しない)。

種 別	種 類	備 考
加熱アスファルト混合物		
再生加熱アスファルト混合物	表層	密粒度アスファルト混合物

◎シールコートは(行う)・(行わない)。

◎アスファルト混合物の抽出試験は(行う)・(行わない)。

◎切り取り試験を(行う)・(行わない)。

◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

◎地域は(一般地域)・(寒冷地域)とする。

◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

10. 視覚障がい者誘導ブロック

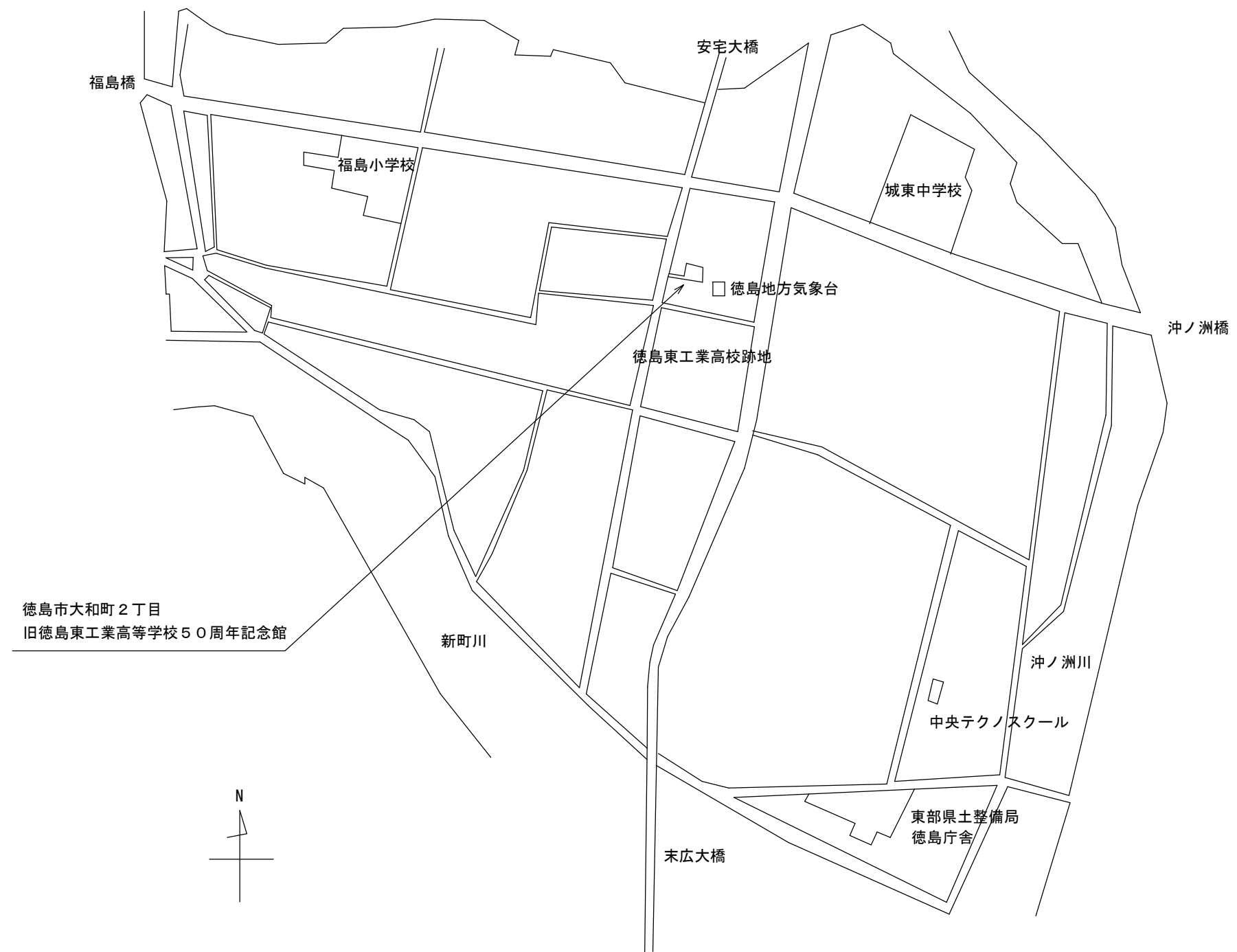
施工箇所	種 類	寸法(mm)	厚 さ	色 彩
歩道	塩化ビニル製	300x300		黄色

◎ブロックパターンはJIS T 9251による。

◎設置位置：図示


11. 排水の処理


◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

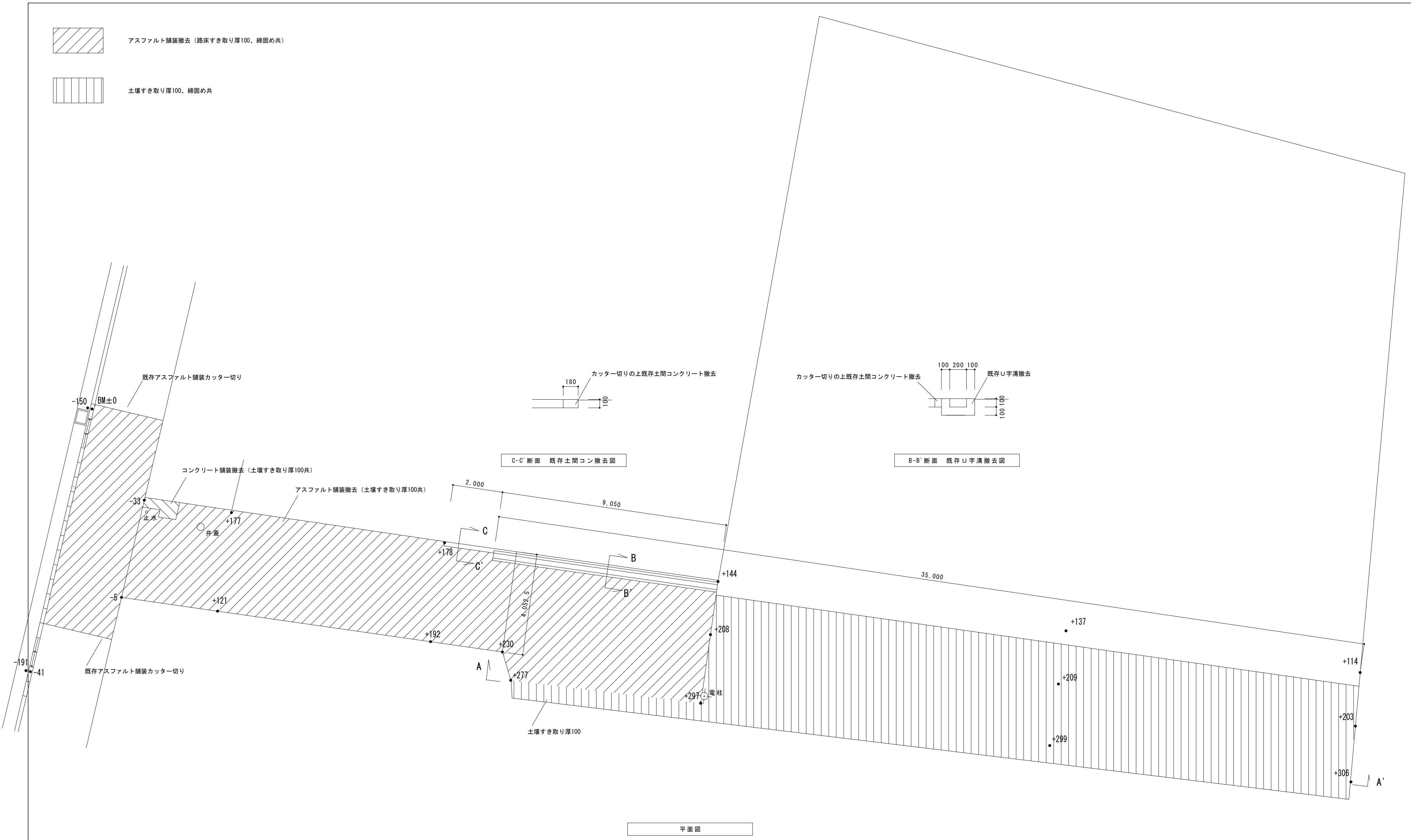


付近見取り図

	<p>●工事名 R1旧徳島東工業高等学校50周年記念館 外構工事</p>	<p>●図面番号 A-03</p>	
<p>徳島県教育委員会施設整備課</p>	<p>●図面名 特記仕様書(3)、付近見取り図</p>	<p>●縮尺 NON</p>	

 アスファルト舗装撤去（路床すき取り厚100、締固め共）

 土壌すき取り厚100、締固め共



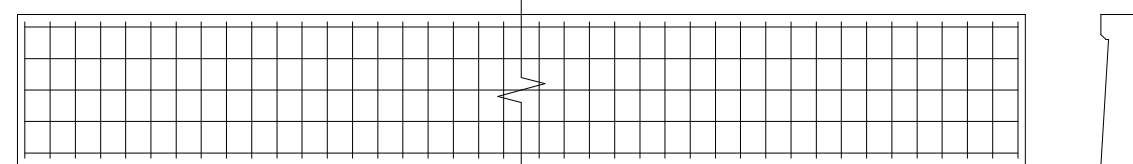
●工事名	R 1 旧徳島東工業高等学校 50周年記念館 外構工事	●図面番号	A-04	徳島県教育委員会 施設整備課 〒770-8570 徳島市万代町 1-1
●図面名	既存外構撤去図	●縮尺	A2:1/100	

アスファルト舗装新設

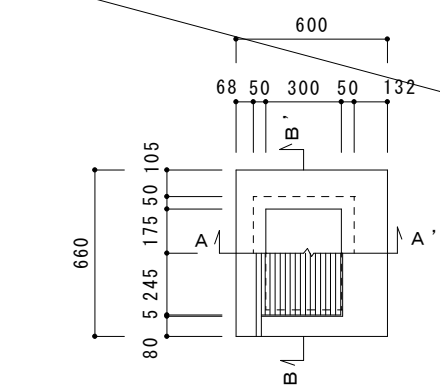
雨水樹

L型側溝 L=14340 (L=3490)  
D10 100@144=14400(100@35)

雨水樹



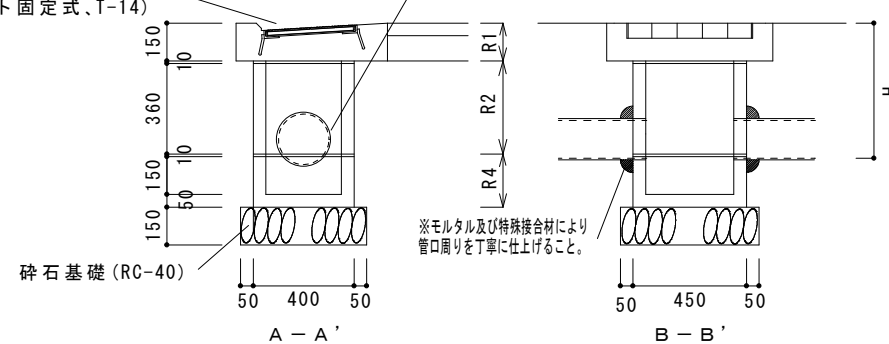
道路側



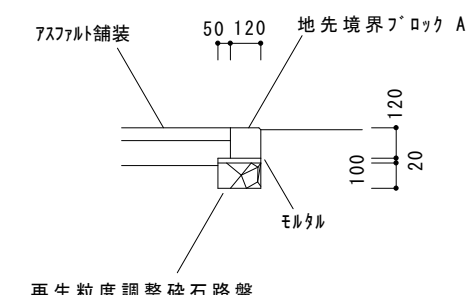
雨水樹設置工		1.0箇所当たり	
雨水樹ブロック (プレキャスト)	R1	size:600x660x150	1.0 基
徳島市型	R2	size:490x315x60	1.0 枚
	R4	size:400x450x200	1.0 基
据付モルタル	練り 1:3	0.40x0.45x0.35x0.012	0.002 m3
砕石基礎	RC-40 t=15cm	0.50x0.50	0.28 m2
コンクリート削孔	削孔径20mm 深さ50mm	2.0	2.0 孔

鋼製グレーチング  
細目滑り止め模様付  
(ボルト固定式、T-14)

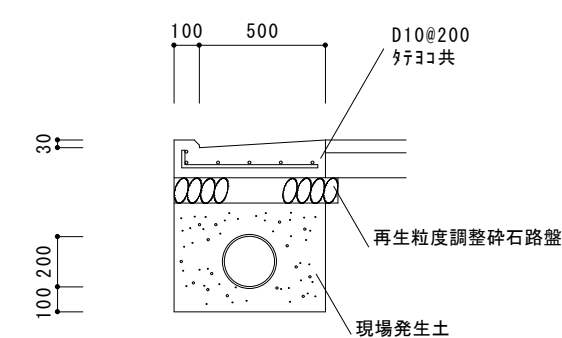
取合部砂付短管 (VPφ200)



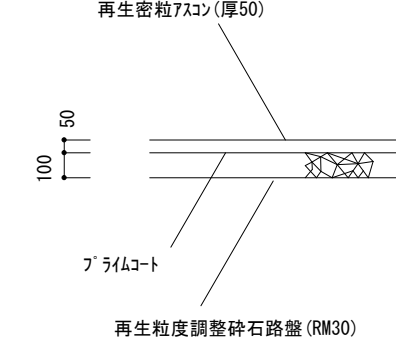
雨水樹平面図・断面図



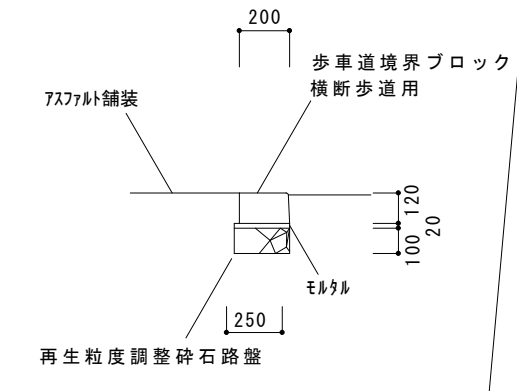
地先境界ブロック



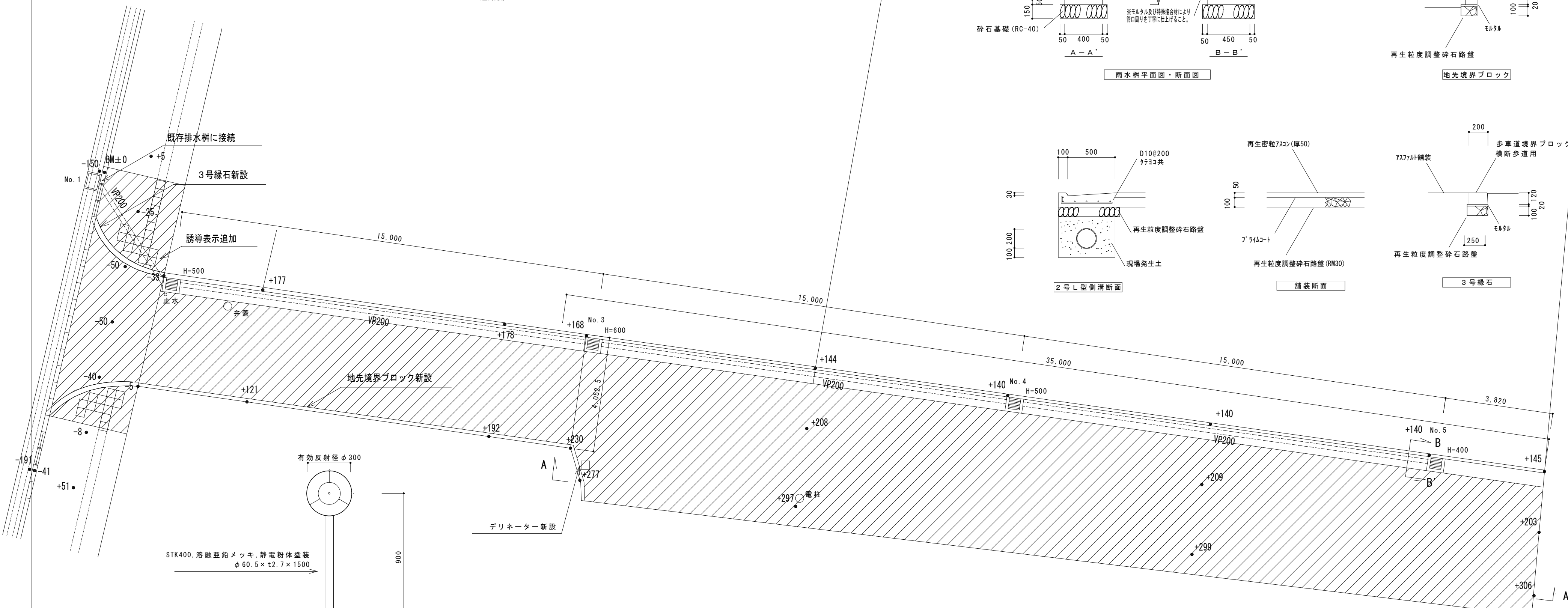
2号L型側溝断面



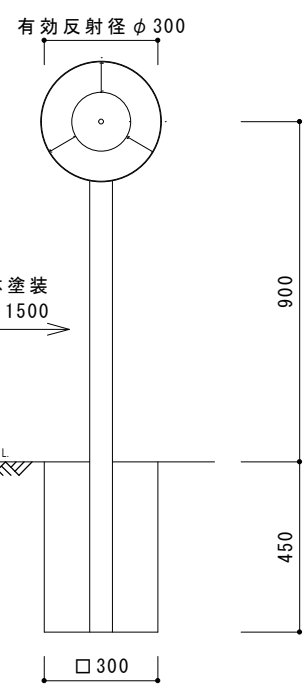
舗装断面



3号縁石



平面図



デリネーター参考図

STK400. 溶融亜鉛メッキ. 静電粉体塗装  
φ60.5×t2.7×1500

●工事名 R 1 旧徳島東工業高等学校 50周年記念館 外構工事	●図面番号 A-05	徳島県教育委員会 施設整備課 〒770-8570 徳島市万代町 1-1
●図面名 外構新設図	●縮尺 A2:1/100, 1/30	

縦断面図

